



三重県公報

令和8年10月16日（金）

第 763 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
628	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
629	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通 課)	2
630	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(漁 政 課)	2
631	同伴	(同)	3
632	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	3
633	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	3
選 管 告 示			
33	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じ て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを 合算して得た数	(選挙管理委員会)	6
34	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の 数	(同)	6
公 告			
	土地改良事業の工事の完了	(農 地 調 整 課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7

告 示

三重県告示第 628 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	よっかいち心身クリニック	四日市市西浦 2 丁目 4-5 ロイヤル東海西浦 101	令和 8 年 10 月 1 日
薬局	かいばな調剤薬局	松阪市垣鼻町 1761-23	令和 8 年 10 月 1 日
薬局	ファインズ薬局 ときわ店	伊勢市常磐 2 丁目 1-23	令和 8 年 10 月 1 日
訪問介護	訪問看護ステーションしらゆりケア 桑名和泉	桑名市大字和泉字ハノ割 362 番	令和 8 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションしらゆりケア 桑名能部	桑名市大字能部字北貝戸 602 番 4	令和 8 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションしらゆりケア s e s e r a g i	四日市市日永西二丁目 16 番 11 号	令和 8 年 10 月 1 日
訪問看護	よっかいち心身クリニック	四日市市西浦 2 丁目 4-5 ロイヤル東海西浦 101	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 629 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録をしたので、同条第 6 項の規定により公示する。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 8 年 9 月 30 日 第 90 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社わくわく農園	代表取締役 若宮 裕介	三重県いなべ市大安町丹生川久下 922

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
八木 龍彦	玄米	K242026706

三重県告示第 630 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

志摩北加入区

三重県告示第 631 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

志摩南加入区

三重県告示第 632 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森町 5	津市森町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
森町 8	津市森町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
戸木町 4	津市戸木町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
森町 4	津市森町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
森町 10	津市森町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
榑原 54	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
榑原 1	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
榑原 3	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 633 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
半田	津市半田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桂畑 I-2	津市美里町桂畑 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家所 I-4	津市美里町家所 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 60	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 65	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 66	津市榑原町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
稲葉 7	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 9	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一色 3	津市久居一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 4	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 5	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 6	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 7	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 9	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森町 7	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森町 11	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 5	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 6	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 7	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 8	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 9	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 10	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森町 9	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 3	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野辺町 2	津市久居小野辺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高野尾 7	津市高野尾町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片田久保Ⅱ-1	津市片田久保町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片田志袋Ⅱ-8	津市片田志袋町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南黒田Ⅱ-7	津市河芸町南黒田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南黒田Ⅱ-8	津市河芸町南黒田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田Ⅱ-1	津市河芸町浜田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡本 4	津市芸濃町岡本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家所Ⅱ-15	津市美里町家所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

榑原 51	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 50	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 52	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 53	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 55	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 56	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 57	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 58	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 62	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 61	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 63	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 64	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 8	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 11	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 12	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川方 2	津市川方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧町 2	津市牧町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
みのりヶ丘	津市一志町みのりヶ丘 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森町 6	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あのかつ台二丁目	津市あのかつ台 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片田久保Ⅲ-1	津市片田久保町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五百野Ⅲ-6	津市美里町五百野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 59	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 8	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 10	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
榑原 4	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
榑原 5	津市榑原町	土石流	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
榑原 6	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
榑原 7	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
榑原 8	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄田	津市庄田町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 29 号は、廃止します。

令和 8 年 10 月 16 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50 分の 1 の数 28,402

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 277,510

三重県選挙管理委員会告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 30 号は、廃止します。

令和 8 年 10 月 16 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	72,773
四 日 市 市	83,388
伊 勢 市・鳥羽市	37,878
松 阪 市	42,463
桑 名 市・桑名郡	38,543
鈴 鹿 市	51,989
名 張 市	20,552
東 紀 州	17,491
亀 山 市	12,912
いなべ市・員弁郡	18,788
志 摩 市	12,574
伊 賀 市	22,284
三 重 郡	18,089
多 気 郡	12,295

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策事業）	三ヶ村井堰地区	令和 8 年 5 月 8 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 9 月 24 日に終了した旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

令和 8 年 10 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業地域
四日市市霞一丁目及び同市霞二丁目

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>